平成２９年（フ）第２３号
茨城県土浦市西根南２丁目６番３号　市営竹の入第２住宅１号室
債務者　山本　広富
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
千葉県館山市高井867番地の５
債務者　西田　　隆
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４９号
山梨県甲府市宝１丁目23―14　石川アパート２階西、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1650番地
債務者　伊藤　　摂
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
長野県上水内郡信濃町大字柏原2075番地５
債務者　山田　　学
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
長野市新諏訪２丁目14番24号
債務者　滝澤　利和
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
長野県小県郡長和町長久保150番地70　コーポ桜清水１―201
債務者　藤澤　文明
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３７号
岐阜県羽島市福寿町間島11番地15
債務者　橋本　佑紀
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
名古屋市中川区供米田２丁目1702番地　エスポワール清水Ⅱ206号
債務者　北川　大晃
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６５号
愛知県大府市朝日町２丁目45番地
債務者　北原　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　市営喜惣治荘１棟205号
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８９号
名古屋市港区神宮寺２丁目101番地の１　メゾンドマアム103号
債務者　大木なつみ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９３号
愛知県あま市本郷花ノ木127番地　エステート花ノ木202号
債務者　松崎實娥こと　宋　　實娥（旧姓通称加藤）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９８号
愛知県大府市柊山町５丁目336番地　ＬＭ大府柊山303号
債務者　榊原久仁子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
滋賀県草津市青地町213番地１ディアコート青地Ⅱ314号
債務者　杉山　　寧
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
滋賀県守山市石田町260番地２　県営住宅134号
債務者　三崎由加理（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６４号
大津市坂本７丁目５番24号
債務者　井戸　啓一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１号
滋賀県守山市今浜町2620番地133　守山桜Ⅱ番館306号
債務者　真砂　洋将
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大津地方裁判所民事部